

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	桑鶴第2 (下筒口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は水稻である。現在取組を行っているものは、鳥獣被害防止対策、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、新技術導入のための知識不足が挙げられる。また、兼業農家だと、農地を維持管理するのが精一杯となっている。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、高齢化に伴い法面等の草刈ができなくなること、猪の増加で柵が破られ、油断すると畔や法面が壊滅的に掘られてしまうことである。

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

有機や無農薬栽培など環境に配慮した農業技術を導入すること、新しい品種の栽培に取り組むことを目指す。また地域の所得向上に向け、果樹等への転換、作物のブランド化に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・中山間組織の役員を中心となる経営体として位置づける。当面は現状維持だが、今後離農者が出た場合は中山間組織と認定農業者を中心に耕作放棄地の解消と保全に努める。 ・水稻を中心に経営している。地区内の他の農業者は高齢化しており後継者がいないため、中心となる経営体への農用地の集積、集団化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備に取り組む予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。 ・知らない人に自分の農地を担ってもらうのも嫌がる人が多いが、地域が必要だと思う何らかの取組をしていきたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①防護柵の点検及び修繕を行っていく。
⑨飼料用作物。